

## 令和 6 年度 第 6 回豊後大野市農業委員会総会議事録

### 【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 1 時 00 分～2 時 34 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（15名（内 1 名遅参））、欠席委員（0名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○遅参	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（2名）

- 4 議事録署名委員の指名 3 番 橋本 みゆき      4 番 後藤 栄治

### 5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 12 号 農地所有適格法人の要件審査について

### 6 議 事

- (1) 議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (2) 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 35 号 現況証明（非農地証明）について
- (5) 議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は15名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

#### 日程1

##### 開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

#### 日程2

##### 議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。  
3番委員、4番委員

#### 日程3

##### 報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告  
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）  
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第12号 農地所有適格法人の要件審査について  
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

#### 日程4

##### 議 事

議 長 ◆議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について  
本件について、提出者の説明を求めます。

（農業振興課） （資料に基づき説明）

議 長 提出者の説明が終わりました。

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

4番委員 3ページの3番の法人についてです。法人が管理している農地について、周辺の耕作者から管理を徹底してほしいと苦情が出ています。

(農業振興課)

犬飼町の地区審査会で話があったことを聞いたので、対応について報告します。  
法人が里芋を植えている畑の管理ができていないことによって、周辺の耕作者から苦情がでてきているということです。現地調査の結果、全面に雑草が生えている状況になっている農地が複数あるのを確認いたしました。

9月10日、9月12日の2度、法人の代表理事と面接し、状況の聞き取り、作業計画、作業日誌等の確認、早期の対応依頼を行いました。

法人の理事の話によると、今回の苦情が出ている土地については3月に里芋を植え付け、4月から作業開始、定期的な畝間の除草、害虫駆除等の作業を行うと当初計画をしていました。

しかし、7月頃よりイノシシによる被害を受け、発育不良で里芋が成長しなくなり、雑草の方が強く繁殖してしまっただけということでした。

なかなか草刈りが出来ずに周辺の方にご迷惑をかけたことについて反省し、早急に対応を検討するという回答がありました。

9月13日に作業するというので、9月18日に現地に伺い草刈りを行っている状況を確認しました。

経緯については以上となります。

5 番委員

今回の問題は、法人が管理している土地の草丈が、隣接地で栽培している農作物より高くなっている。草が生えているという限度を超えていると思う。里芋がイノシシからの被害にあったといっても、それは法人の責任、里芋の生育が悪くなったからといって、そのままにしているのも法人の責任である。管理出来ないなら耕作面積を増やさない方がよいと思います。

11 番委員

自分の法人も、あぜ草を切っていないなどの苦情が来ています。中間管理機構が、地主の方と契約を結ぶとき、年2回草切りを必ず実行してください。といった文言を入れていただかないと、解決しないと思います。そういった条件があれば担い手や集落営農法人もすぐに耕作面積を増やすのは遠慮すると思います。

中間管理機構が農地を預かる時、地主さんとの契約の中に管理の項目を入れるなどを希望します。

議 長

私も賃借地で耕作をしておりますので実感はしています。草を切らなくてもいいから作ってくれと依頼がある。それは担い手がないという現状の問題であると思います。中間管理機構と契約をする時に、管理の条件を話し合ってもらうことも必要ではないかと思います。

13 番委員

農地の管理で一部の法人に対して意見が出ている。しかし、現状を考えると高齢化の中で地主は農地を荒らすわけにはいかなく、誰かに耕作をお願いしたいので法人と契約している。猛暑が続くなど管理が難しいこともあるが、私の地域では、法人が管理してくれることを非常に喜んでます。

議 長

他にないでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

先ほどより番号3番の案件について意見が出ております。、農業振興課の説明では、地区審査会であった意見に対し、該当法人は対応しているとのこと。

このことを踏まえ議案第31号について、原案に賛成する方は挙手を求めます。

番号1番、番号2番の案件 挙手全員  
番号3番の案件 挙手12名

「議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、「3 番の案件については意見あり」とします。

（農業振興課職員 退席）

◆議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 6 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を 2 番委員に、番号 2 番から 4 番の案件を 1 番委員に、番号 5 番の案件を 7 番委員に、番号 6 番の案件を 4 番委員にお願いします。

（地区審査結果の報告）※左記委員順に報告

2 番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

1 番委員

7 番委員

4 番委員

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 32 号の 6 案件についてこれより質疑を許可します。

3 番委員 5 番の案件ですが、兵庫県の方が、東京都の方へ譲るということについて説明を求めます。

議 長 担当地区の委員に説明を求めます。

7 番委員 譲渡人は、家を空き家バンクに登録、譲受人は空き家バンクを通じて家を買って農地もついていたということです。

2 番委員 家は売買で、土地が贈与ということですか。

議 長 担当地区の委員に説明を求めます。

7 番委員 そのとおりです。家はいつでも住めるような状況になっています。

12 番委員 譲受人は、作付け計画を提出しているようだが、今から草刈機などを買う状況である。約 10,000 m<sup>2</sup>の土地を有効利用するということは、ちょっと気合を入れて、地元の方の方も気をかけて指導する必要があると思います。

議 長 担当地区の委員に説明を求めます。

7 番委員 地区審査会でもその話は出ました。地元の法人も協力してくれ、草刈機などの購入予定があるということで、地区審査会は認めるとしました。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 32 号の 6 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 32 号の 6 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
本件に係る 1 案件について 9 番委員にお願いします。

9 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 33 号の 1 案件についてこれより質疑を許可します。

4 番委員 平成 17 年に家を建てているが、住宅金融公庫等を利用する際、転用許可の確認があると思うがどうなっているのか。

議長 事務局の説明を求めます。

(事務局) 転用者から顛末書が出ています。本件については平成 17 年 5 月頃に住宅の建築を行ったものの、農地法の届をしていない土地であります。おそらく住宅金融公庫等を利用せずに自己資金で建てた可能性があると思います。

議長 他にございませんでしょうか

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 33 号の 1 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 33 号の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番の案件を 10 番委員にお願いします。

12 番委員  
10 番委員

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長

事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 34 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員

1 番の案件ですが、一般基準で周囲に耕作中の農地はないとある。図面の 5 番を見ますと、周りに畑がある。現状はどうなっていますか。

議 長

担当地区の委員に説明を求めます。

12 番委員

申請地は家庭菜園で、周りは原野です。  
そこも含めて転用者が買収している状況です。いずれはそこを含め資材置き場にするという計画があるようです。

議 長

他にありませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 34 号の 2 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 34 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 35 号 現況証明（非農地証明）について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から 12 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番から 4 番の案件を 2 番委員に、番号 5 番から 9 番の案件を 12 番委員に、番

号 10 番の案件を 9 番委員に、番号 11 番と 12 番の案件を 13 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

2 番委員  
12 番委員  
9 番委員  
13 番委員

調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

議 長

事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 35 号の 12 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 35 号の 12 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。これから採決します。議案第 35 号の 12 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 35 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

(資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局)

(次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長

他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、これをもちまして、令和 6 年度第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。